

89 明治11年6月16日 菊池長閑宛

第七号 六月十六日 (長閑注記)

第三号達す離縁始末一条至極穩當の取計ひ〔に〕て私も満足先方の小言を云ふハ無理ならず結婚の後二年余も留置たるハ「後」無瑕の仕方ならねは大矢の不服も一理あるなり阿磯君ハ何卒無差支再嫁すれハ私も始て安心すへし郵便札貰たれハ送り上るなり裏に皆国名記しあり國分にして張付たらハ宜からん田中不二曆よりハ未タ答なし極り至第為知申へし多分今一年位ハ滞留可被申付当年も例の如く今月の末にハ在所に引込避暑をなすへし夏に至田舎に往のハ避暑の為のミならず実ハ僕約ハ主意なり府に在時ハ暑きのミならず一週に九弗宛寄宿料懸るなり一月四週半と見るヰハ大概四十弗ハ寄宿料のミに被取諸物価も隨て高直なれハ小遣錢に二十弗ハ費すなり左すれハ六十弗ハ通常の入費と云へし然るに田舎に往時ハ四五弗にて一週をを暮すへし一週四弗の寄宿料ハ田舎にても極々の廉価なり去ニ東京にて八円あれハ先一月ハ学問込出来四円あれハ一月の寄宿丈ハ大丈夫なり是にて大凡両国物価の違を見るへし即今大分の暑なり英暦君ハ愈卒業し不遠帰朝すへし先々諸人の安心なり

尊父君

武夫拝

文部省にてハ金を出す事大嫌なれハ辻も五年を越る事なし残り

二年を一年に短する共三年セざる事ハ請合なり安心あるへし

(長閑注記)

「八月十六日達日數六十日ナリ

九月七日此方七号ヲ以テ返事」